

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月22日

【発行者名】 伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 東海林 淳一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目6番地5

【事務連絡者氏名】 伊藤忠リート・マネジメント株式会社  
経営管理部長 佐藤 直樹

【電話番号】 03-3556-3901

【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】 伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券  
発行価額の総額：一般募集 34,883,138,421円  
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,609,485,500円  
(注1) 発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。  
ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行  
価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総  
額は上記の金額とは異なります。  
(注2) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年8月1日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集における発行価格の決定に先立ち、発行価格の仮条件が決定されましたので、これに関連する事項を訂正するため、また、本投資法人の指定する販売先である伊藤忠商事株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

##### 1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

(16) その他

##### 2 売内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(4) 売価額の総額

#### 第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

#### 1 【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

##### (4)【発行価額の総額】

<訂正前>

35,614,300,000円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の提出日現在における見込額です。

<訂正後>

34,883,138,421円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

## (5) 【発行価格】

<訂正前>

(前略)

(注2) 発行価格の決定に先立って、2018年8月22日(水)に発行価格に係る仮条件を提示する予定です。当該仮条件は、本投資法人が取得を予定している資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2) 発行価格の仮条件は100,000円以上103,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が取得を予定している資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定しました。

(後略)

## (15) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金(35,614,300,000円)については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。)による新投資口発行の手取金上限(1,585,700,000円)については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注2) 上記の各手取金は、本書の提出日現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金(34,883,138,421円)については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象」に記載の本投資法人による新たな特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当(詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。)による新投資口発行の手取金上限(1,553,145,579円)については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注2) 上記の各手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

(16) 【その他】

<訂正前>

(前略)

- ⑥ 引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社の株主である伊藤忠商事株式会社（本「第一部 証券情報」において、以下「指定先」といいます。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、16,857口を販売する予定です。

<訂正後>

(前略)

- ⑥ 引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社の株主である伊藤忠商事株式会社（本「第一部 証券情報」において、以下「指定先」といいます。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、16,857口を販売する予定です。指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 販売先の指定について」をご参照ください。

2 【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

1,585,700,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の提出日現在における見込額です。

<訂正後>

1,609,485,500円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在における見込額です。

第5 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

2 売却・追加発行の制限

- (1) 共同主幹事会社は、一般募集に関し、指定先に対し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却を行わない旨を約するよう要請する予定です。

上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を全部若しくは一部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2 売却・追加発行の制限

- (1) 共同主幹事会社は、一般募集に関し、指定先に対し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日から一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の売却を行わない旨を合意しています。

上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で、当該制限を全部若しくは一部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

(中略)

### 3 販売先の指定について

#### (1) 指定先の状況

|                   |  |  |        |
|-------------------|--|--|--------|
| a. 指定先の概要         | 名称   | 伊藤忠商事株式会社  |        |
|                   | 本店の所在地   | 大阪市北区梅田3丁目1番3号   |        |
|                   | 代表者の役職及び氏名   | 代表取締役社長COO 鈴木 善久   |        |
|                   | 直近の有価証券報告書等の提出日  | 有価証券報告書<br>第94期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）<br>2018年6月22日 関東財務局長に提出  |        |
| b. 本投資法人与指定先との関係  | 出資関係   | 本投資法人が保有している指定先の株式の数<br>(2018年8月22日現在)   | 二      |
|                   |  | 指定先が保有している本投資口の数 (2018年8月22日現在)  | 1,000口 |
|                   | 人事関係   | 本投資法人与指定先との間には、人的関係はありません。   |        |
|                   | 資金関係   | 本投資法人与指定先との間には、資金関係はありません。   |        |
|                   | 技術又は取引等の関係   | 指定先は、本投資法人との間でスポンサーサポート契約、商標権使用許諾契約及びリーシングマネジメント業務委託契約を締結しています。また、指定先は、本投資法人との間で、取得予定資産のうち、アイミッションズパーク千葉北及びアイミッションズパーク印西について、信託受益権売買契約を締結済みです。 |        |
| c. 指定先の選定理由       | 指定先は本資産運用会社の親会社であり、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。  |  |        |
| d. 販売しようとする本投資口の数 | 16,857口  |  |        |
| e. 投資口の保有方針       | 本投資法人及び本資産運用会社は、指定先より、指定先が保有した投資口については、特段の事情がない限り、保有を継続する意向であることを確認しています。  |  |        |
| f. 払込みに要する資金等の状況  | 本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表における現金及び預金並びに連結財政状態計算書における現金及び現金同等物を確認することにより、指定先が上記16,857口の払込みに要する資金を有していると判断しています。 |  |        |
| g. 指定先の実態         | 2018年8月22日現在、指定先は、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。  |  |        |

#### (2) 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に際し、本投資口の売却等の制限に関する合意をしています。その内容については、前記「2 売却・追加発行の制限 (1)」をご参照ください。

#### (3) 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

(4) 一般募集後の主要な投資主の状況

| <u>氏名又は名称</u> | <u>住所</u>           | <u>所有<br/>投資口数<br/>(口)<br/>(注1)</u> | <u>総議決権数<br/>に対する<br/>所有議決権数<br/>の割合(%)<br/>(注1)</u> | <u>一般募集後の<br/>所有投資口数<br/>(口)<br/>(注2)</u> | <u>一般募集後の総議<br/>決権数に対する<br/>所有議決権数の割<br/>合(%)<br/>(注2)</u> |
|---------------|---------------------|-------------------------------------|--|---|--|
| 伊藤忠商事株式会社     | 東京都港区北青山<br>二丁目5番1号 | 1,000                               | 100.0  | 17,857                                    | 4.8  |
| 計             | 二                   | 1,000                               | 100.0  | 17,857                                    | 4.8  |

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在の数値を記載しています。

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分及び指定先への販売を勘案し、かつ、本第三者割当による新投資口の全部が発行された場合の数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(5) 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。